

令和4年第12回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第12号)

| | | | |
|--|------------|-------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和4年12月21日 | | |
| 招 集 の 場 所 | 本庁 大集会室 | | |
| 開閉会日時及び 宣 告 | 開会 | 令和4年12月21日 9時30分 | 議長 河本 穂津雄 |
| | 閉会 | 令和4年12月21日 10時10分 | |
| 応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 8 名 欠 席 2 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △☒ 公務欠席を示す | 議席番号 | 氏 名 | 出席等の別 |
| | 1 | 宮本 千春 | ○ |
| | 2 | 河野 幸枝 | ○ |
| | 3 | 笠井 清孝 | △ |
| | 4 | 栗栖 芳秋 | ○ |
| | 5 | 佐藤 潤 | ○ |
| | 6 | 富永 富幸 | ○ |
| | 7 | 沖 貴雄 | ○ |
| | 8 | 武本 宮紀 | △ |
| | 9 | 小笠原 敏子 | ○ |
| | 10 | 河本 穂津雄 | ○ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 議事録署名委員 | 2番 | 河野 幸枝 | |
| | 4番 | 栗栖 芳秋 | |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は8名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和4年第12回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:30)</p> |
| 議長 | <p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p> |
| 議長 | <p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に2番委員と4番委員を指名します。</p> |
| 議長 | <p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p> |
| 議長 | <p>それでは、今回提案された議案第77号から議案83号について事務局長より提案説明をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>(提案説明)</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第77号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■さん、共有所有となっておりますもう一人の所有者の住所が■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■、耕作面積が1,533㎡です。譲受人の住所 は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積が0㎡ です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字上 筒賀字三谷、地番が1037番1、1061番2、1066番1、1071番2、1072番1、地 目がそれぞれ田と畑、面積が合計で1,533㎡です。申請理由は筒賀三谷に移住 し、農業をするため。となっております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続いて2番委員より説明をお願いします。</p> |
| 2番委員 | <p>議案第77号の説明をします。議案書の1ページ及び2ページ3ページの図面 をご覧ください。農地は安芸太田町役場筒賀支所から龍頭峡方面に約500m進ん だところにあります。12月20日に譲受人と譲渡人の代理人である宅地建物取引 士の■■■■■■■■■■さんに電話で確認を行いました。譲受人の■■■■■■■■■■さんは三谷地区にお母 さんと移住し、農業をされたいということです。譲渡人の■■■■■■■■■■さんは実家が3 ページの図面の1067-1番地にあり、それとともに農地も一緒に譲渡したいとい うことです。現在■■■■■■■■■■さんの実家は■■■■■■■■■■さんとの賃貸契約があり、それが 令和6年9月まで結ばれております。その賃貸契約が終了しだい、移住される</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>ということです。その間の圃場の管理の方は■■■さんは農業経験が20年ということで、農機具は耕運機しか所有されておられません、移住するまでに徐々に増やして■■■さんが■■■さんに教えながら一緒にされるそうです。申請地が下限面積を超えており、周辺の農地の営農条件に支障を生ずるとは認められません。よって許可相当と考えますがご審議の方宜しくお願い致します。</p> <p>それでは、議案第77号について、審議に入ります。議案第77号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第77号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第77号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは議案第78号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■さん、耕作面積が537㎡です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■さん、耕作面積は4,118㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字穴字五反田、地番が2909番、2937番、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計537㎡です。申請理由は親戚である所有者より農地維持困難の打診あり、農地存続のため譲り受ける。となっております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続いて7番委員より説明をお願いします。</p> |
| 7番委員 | <p>議案第78号について説明をします。6ページから8ページまでの議案になります。12月19日に委任状が■■■さんの方に出されており、■■■さんへ聞き取りを行いました。この■■■さんと■■■さんは親戚にあたられ、■■■さんの方は■■■にお住まいということでこちらには帰られてないということで、その農地について管理を■■■さんをお願いをしていたようです。そこでこの度所有権移転を行うということで申請があったようです。田んぼの2909番地においては現在安野生産組合が耕作をしており、■■■さんの田んぼも生産組合が耕作しておられるようで、この2909番地もその生産組合の方に作業委託をするとのことでした。2937番地はここは野菜などを植え付けるように管理をしながらも現在は維持管理ということで草刈りをされているようで今後もそのような管理をしていきたいとのことでした。特に周辺の農地に与える影響もありませんし、第3条各号に該当することもないので許可妥当と判断しました。審議のほどよろし</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>くお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第 78 号について、審議に入ります。議案第 78 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 78 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第 78 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 79 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請者譲渡人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さん、耕作面積が 1,839 m²です。譲受人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字川手字社側、地番が 563 番、564 番 1、565 番 1、568 番 1、字田中原 978 番 4、980 番 1、981 番 1、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計 1,839 m²です。申請理由は譲渡人は後継者がおらず遠方で耕作困難のため譲り渡す。譲受人は空き家バンクに付随する農地のため譲り受ける。となっております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続いて事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>担当委員である 6 番委員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であったため現地調査を行うことができませんでしたので、事務局が代わりに現地確認し、事案説明をさせていただきます。</p> <p>議案書 7 ページをご覧ください。図面は、8 ページから 9 ページ、現地の写真は資料 1 の 1～3 ページです。</p> <p>12 月 16 日の現地確認及び代理人である [REDACTED] 行政書士へ聞き取りした結果に基づき事案説明いたします。推進委員である田中さんに立ち合いをお願いしました。申請地は、役場本庁から北へ約 4.4km 進んだ川手地区にあります。</p> <p>こちらは譲受人の [REDACTED] さんが、譲渡人の [REDACTED] さんより空き家バンクを利用して家及び農地を譲受けるものです。[REDACTED] さんは数年は現住所から通い、農業を行う予定としており、将来的には移住を考えておられるそうです。</p> <p>家の周辺農地を譲り受けられる予定ですが、議案第 81 号の非農地証明と関連事案であり、すでに荒廃している箇所については非農地とする予定です。申請地については多面的加入地であり、現在まで推進委員の田中さんが多面的事務局でもあるため草刈り等管理をしておりました。現地確認の時には雪に覆われ</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>ておりましたが、日常の様子をよく知ってらっしゃる田中さんへ状況を説明いただきながら農地の確認を行いました。今後は■■■さんが農機具等を購入予定であり農業をする予定です。</p> <p>また、今回の申請地が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響もありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案第79号について、審議に入ります。議案第79号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 事務局 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第79号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第79号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第80号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さんです。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さんです。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字加計字見入ヶ崎、地番が709番1、地目が畑、面積が57㎡です。申請理由は譲受人の父所有地に接しているため。となっております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続いて私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の10ページから12ページ及び写真を添付させていただいております。12月18日に譲受人の■■■■■■■■■■さん立会いの上で現地調査を行いました。■■■■■■■■■■さんによるとこの畑は718番地の土地、建物を譲り受ける中で農地がついているもので、この畑は耕作するうえでも管理が非常に困難な土地条件であり、低木の木を植栽するということです。写真を見ていただきますように、左手に土砂災害の防壁がありますが、その下にはすでに宅地がありますので、木を植栽するうえでも低木の木を植えるとのこと。また、木が立っていますがその左手の畑は他人の畑になっておりまして、この管理するには今、擁壁というか、その間の細長い道しかありませんので、先ほど言いましたように営農は非常に困難な状況にあります。ということで■■■■■■■■■■さんはここに低木の木を植えるということでおられました。</p> <p>事業規模からみても適切な面積であり、樹木の植栽ということで周辺関係者への了解も取っておられ、また周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>められるため許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第 80 号について、審議に入ります。議案第 80 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 80 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第 80 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 81 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請者譲渡人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。申請地は大字川手字社側、地番が 562 番 1、562 番 3、564 番 2、566 番 1、567 番、575 番、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計で 1,815 m²です。申請理由は父の母が平成 28 年に亡くなり、父は市内で居住していたため適切な維持管理ができていなかったため。となっております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続いて事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 81 号の説明をさせていただきます。非農地証明申請についてです。議案書の 13 ページ、図面は 14 ページ、15 ページ、あわせて資料 2、5 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、[REDACTED] の [REDACTED] さんによります非農地証明申請です。申請地は、役場本庁から北へ約 4.4km 進んだ場所に位置する川手地域です。議案第 79 号の関連事案となっております。空き家バンクを利用し、[REDACTED] さん所有の農地及び家を売買するものです。農地面積が広いため、すでに荒廃している農地についてはこの非農地証明申請で地目変更後、売買を行います。</p> <p>現地状況としましては推進委員の田中さんと事務局とで、一緒に確認をしました。資料 2 をご確認いただきたいのですが、雪に覆われてはおりましたが、樹木が生えている箇所や切り株の場所について田中さんへ教えてもらいながら確認を行いました。</p> <p>申請地は長年耕作がされていない状況で、農地として維持するのは難しいと判断しました。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第 81 号について、審議に入ります。議案第 81 号について質疑はありませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 81 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 81 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは議案第 82 号について事務局より議案の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■さんです。申請地は大字中筒賀字小原、地番が 1111 番 1、地目が畑、面積が 198 m²です。申請理由は高齢のため耕作困難となったため。また、今後も農地利用の見込みがないため。となっております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続いて事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 82 号の説明をさせていただきます。非農地証明申請についてです。議案書の 16 ページ、図面は 17 ページ、18 ページ、あわせて資料 3、7 ページ、8 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、■■■■の■■■■さんによります非農地証明申請です。申請地は、役場加計支所から南へ約 4.4km 進んだ場所に位置しております。中筒賀小原地域、太田川上流漁協の養魚場付近です。担当区域の 9 番委員と事務局とで、一緒に確認をいたしました。資料 3 をご確認ください。申請地は長年耕作がされていない状況で、雑木等が生え進入困難な状態となっており、農地として維持するのは難しいと判断いたしました。審議のほどよろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第 82 号について、審議に入ります。議案第 82 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 82 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第 82 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは議案第 83 号について事務局より議案の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 83 号の説明をさせていただきます。安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。この度、安芸太田町空</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が3件出ております。資料4、9ページからをご覧ください。</p> <p>1件目は■■■さんによります登録届出書になります。登録する農地は記載のとおりです。図面は次のページをご覧ください。こちらは殿賀地区に位置しております■■■さん宅周辺の農地です。12ページをご覧ください。登録する物件は561番地の宅地です。</p> <p>2件目は■■■さんによります登録届出書になります。登録する農地は記載のとおりです。図面は次のページをご覧ください。こちらも殿賀地区に位置しております■■■さん宅周辺の農地です。15ページをご覧ください。登録する物件は225番地2、226番地2の宅地です。</p> <p>3件目は■■■さんによります登録届出書になります。登録する農地は記載のとおりです。図面は次のページをご覧ください。こちらは上殿地区に位置しております■■■さん宅周辺の農地です。20ページをご覧ください。登録する物件は1527番地の宅地です。</p> <p>公告の内容としましては資料の23ページに追加し、変更案として作成しております。以上で、説明を終わらせていただきます。変更案について審議のほどよろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第83号について、審議に入ります。議案第83号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第83号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第83号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告事項の説明を2点させていただきます。</p> <p>1点目は農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件出ております。資料5、25ページをご覧ください。■■■の■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>2点目は非農地通知書の取り下げ申出についてです。12月12日に発送したもので予定していた非農地通知書785件の発送をすべて行いました。問い合わせを受けた中で耕作しているとご連絡いただいたものが数件あります。資料6、26ページをご覧ください。こちらの農地については再度現地を確認し来月の総会にて議案にするのがいいかと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>報告は以上です。</p> |

| | |
|----|--|
| 議長 | 休憩いたします。 (休憩) |
| 議長 | 休憩を廃し審議に戻ります。 報告事項について質疑はありませんか。 (全員質疑なし) |
| 議長 | それでは無いようでしたら報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和4年第12回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:10) 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議 長 2 番委員 4 番委員 |